

令和7年度いちご新技術導入促進事業 企画提案募集要領

1 目 的

愛媛県の野菜のうち産出額1位のいちごの主産地である東予地区において、栽培技術の向上に意欲的な農家を中心にオランダの最先端生産技術・経営論を導入し、単収向上による儲かる農業の実現を図る。

2 委託事業の概要

(1) 事業名

令和7年度いちご新技術導入促進事業

(2) 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

(3) 事業内容

別添「令和7年度いちご新技術導入促進事業企画提案仕様書」のとおり

(4) 委託上限額

1,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画提案の参加申込資格

当該事業の実施に必要な能力を有し、次に挙げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国または地方自治体から入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続きの開始の申し立て、破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者並びに宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (5) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応でき、かつ、緊急の打合わせ等が必要な場合にも迅速な対応ができること。

4 スケジュール

- (1) 募集開始 令和7年5月1日（木）
- (2) 参加申込 令和7年5月14日（水）17時15分まで
- (3) 質問受付 令和7年5月16日（金）17時15分まで
- (4) 企画提案 令和7年5月21日（水）17時15分まで
- (5) 企画審査 令和7年5月下旬（予定）
- (6) 契約締結 令和7年6月上旬（予定）
- (7) 事業実施 契約締結日から令和8年3月31日まで

5 応募書類

(1) 参加申込

①提出物：参加申込書（様式1）

②提出期限：令和7年5月14日（水）17時15分まで

③提出方法：メールまたはFAX

※送付後、到着確認のため、提出先まで電話すること。

(2) 質問受付

①提出物：質問書（様式2）

②提出期限：令和7年5月16日（金）17時15分まで

③提出方法：メールまたはFAX

※送付後、到着確認のため、提出先まで電話すること。

④その他：質問に対する回答は、メールにて参加申込者全員に行う。

(3) 企画提案

①提出物：企画提案書（様式自由）

企画提案書の構成については次のとおり

表紙	宛名：東予地方局長 タイトル：令和7年度いちご新技術導入促進事業企画提案書 提出年月日、法人・団体名を記載すること。
内容	仕様書に基づき、企画提案内容を作成すること。
法人・団体の概要	法人・団体名称、代表者、所在地、設立年月日、従業員数、事業内容、事業実績を記載すること。 ※事業実績は、過去に地方自治体等から受託し実施したセミナー等に関連する事業を記載すること。
見積書	事業実施に係る経費を記載し、消費税や地方消費税を含めること。
その他	提出部数7部（うち正本1部）※正本のみ表紙に押印すること。

②提出期限：令和7年5月21日（水）17時15分まで

③提出方法：郵送または持参

(5) 留意事項

- ・応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。
- ・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、企画提案書の部分的な差替えは認めない。ただし、書類の不足・不備により、必要に応じて追加書類の提出を県が求めることがある。
- ・企画提案を辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出するものとする。

なお、企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも辞退届（様式3）を提出するものとする。

- ・企画提案の提出期限までに企画提案書の提出がない者は、辞退したものとする。

6 選定方法

- （1）提出された企画提案書については、別途設置する選定委員会において、別添「評価基準」に基づき書面審査を行い、評価点数の合計点が満点の6割以上である企画提案者の中から、最も点数が高かった者を委託候補者として決定する。
- （2）選定委員会での合計点が同点の場合は、次の要領で委託候補者を選定する。
 - ① A（優れている）の数が多い者。
 - ② A（優れている）の数が同数の場合は、B（やや優れている）の数が多い者。
 - ③ B（やや優れている）の数も同数の場合は、C（普通）の数が多い者。
 - ④ C（普通）の数も同数の場合は、選定委員会委員長による代理くじ引きにより選定。
- （3）次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。
 - ① 見積額が、委託料上限額を超えるとき。
 - ② 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
 - ③ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき。
- （4）その他、選定方法について疑義が生じた場合は、必要に応じて選定委員会で定める。

7 審査結果

審査結果は、企画提案書を提出したすべての者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果はお知らせしない。

8 契約方法

- （1）委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議を行ったうえで、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- （2）契約保証金として、愛媛県会計規則第152条の規定により契約金額に10分の1以上を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第154条の規定に該当する場合は免除する。
- （3）別添「令和7年度いちご新技術導入促進事業企画提案仕様書」は、当該事業の最低水準を示したものである。したがって、締結する契約書に添付される仕様書は、委託候補者の企画提案書に基づく県と提案者との協議により、委託事業の内容を追加又は修正する場合がある。
- （4）委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、次点となった者を委託候補者とし、契約内容についての協議を行ったうえで、契約を締結する。

9 公正な企画提案の確保

- (1) 企画提案の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案の参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び企画提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案の参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画提案の参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 その他

- (1) この企画提案書の作成及び提出並びに選定に係る問い合わせ等の対応に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 本要領に定められた事項に違反した場合や不正な行為が行われた場合は、失格とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。また、選定作業のため、必要最小限の範囲で複写することがある。

11 問い合わせ先・提出先

愛媛県東予地方局農業振興課産地戦略推進室

担当者：渡邊、徳永

〒791-0508 愛媛県西条市丹原町池田 1611

TEL：0898-68-6812 ／ FAX：0898-68-3056

Mail：tou-sanchi@pref.ehime.lg.jp